

件 名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主 管 課	市町振興課
根拠法令等	地方自治法第252条の17の2第1項
【改正の概要】	
「愛媛県権限移譲推進指針」に基づく権限移譲に関する改正	
① 栄養士法施行令の一部改正に伴う所要の改正 令和7年7月4日に「栄養士法施行令の一部を改正する政令」（令和7年政令第252号）が公布され、栄養士及び管理栄養士の指定養成施設に係るいくつかの手續について、都道府県の事務負担を軽減する観点から、都道府県経由事務が廃止とされた。 今回の政令公布に基づき、栄養士法施行令が改正となり、当該条例に保健所設置市である松山市が行う事務として規定されている下記の事務を削除することとなったため、一部改正を行うものである。 （移譲廃止事務） 1 指定養成施設の指定の申請 2 指定養成施設の内容変更の承認の申請 3 前年度卒業者の員数及び学生又は生徒の現在員数の届出 4 指定養成施設の名称等の変更の届出 5 指定養成施設の廃止等の届出 ② 製品安全4法（消費生活用製品安全法、ガス事業法、電気用品安全法、液化石油ガス法）の一部改正に伴う所要の改正 「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（令和6年政令第374号）により、消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号）等の一部改正が令和7年12月25日から施行されることに伴い、条ずれが生じたため、一部改正を行うものである。	
施 行 日	①令和7年11月1日、②令和7年12月25日
【その他参考事項】	